

議案第106号

久喜市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例の一部を改正する条例

久喜市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例（平成22年久喜市条例第205号）を次のように改正する。

第3条第3項中「前2項」を「第1項及び第2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 市長は、第1項の規定により指定した土地の区域を変更し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ久喜市都市計画審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴くものとする。

第4条第1項中「建築基準法（昭和25年法律第201号）別表第2（ろ）項に掲げる建築物」を「居住の用に供する一戸建ての住宅（賃貸の用に供するものを除く。）」に改め、同項ただし書を削り、同条中第2項及び第3項を削る。

第5条第5項を同条第6項とし、同条第4項中「前項」を「第3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 市長は、第1項第1号の規定により指定した土地の区域又は第2項の規定により指定した既存の集落を変更し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴くものとする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成29年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の久喜市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に提出される都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項又は第35条の2第1項の規定による許可の申請（以下「申請」という。）について適用し、同日前に提出された申請については、なお従前の例による。

平成27年12月1日提出

久喜市長 田 中 暄 二

提案理由

都市計画法の規定により指定した区域の変更等に係る手続及び建築できる建築

物の用途を改正したいので、この案を提出するものであります。